

平成22年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会会議録

平成22年6月29日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

- 1.平成22年6月29日(火)午前10時00分 開会
1.平成22年6月29日(火)午前10時40分 閉会

1.出席した議員は次のとおりである。

1番 児玉裕一	2番 佐藤孝次	3番 佐藤峯夫	4番 高橋 猛
5番 茂木 隆	6番 橋本五郎	7番 伊藤邦彦	8番 伊藤福章
9番 大野忠夫	10番 富岡喜芳	11番 田口喜義	12番 澁谷俊二
13番 大山利吉	14番 佐藤文字	15番 佐々木章	16番 熊谷隆一
計 16名			

1.欠席した議員は次のとおりである。

計 0名

1.地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美	副管理者 門脇光浩	副管理者 松田知己
副管理者 鎌田榮治	監査委員 深澤廣	消防長 高橋庄孝
消防次長 伊藤和美	大曲消防署長 伊藤等	角館消防署長 菅原達美
介護保険事務所長 佐々木勝	角間川更生園長 檜尾正義	管理課長 堂本義則
介護保険事務所副参事 藤井直樹	角間川更生園副参事 久米勇太郎	
管理課副主幹 久米 正	管理課主席主査 藤原忠臣	管理課主任 奈良ルミ子

1.会議の書記は、次のとおりである。

管理課 奈良ルミ子

1.本会議に提出した議案は、次のとおりである。

- (1)報告第1号 専決処分報告について(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例)
- (2)議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3)議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4)議案第14号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)
- (5)議案第15号 平成22年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)
- (6)議案第16号 平成22年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第1号)
- (7)議案第17号 平成22年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第1号)

議 長 (児玉裕一君)

おはようございます。これより平成22年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

管理者から招集のあいさつがあります。栗林管理者。

管理者 (栗林次美君)

みなさん、おはようございます。

招集の挨拶の前に一言申し上げたいと存じます。

去る4月11日に投開票が行われました任期満了に伴う仙北市議会議員選挙におきまして、佐藤峯夫氏、伊藤邦彦氏、田口喜義氏、佐々木章氏が当選され、当組合議会議員に選任されております。

また、仙北市議会議長に佐藤峯夫氏が再任されております。当選なされた皆様には、当組合を代表し心からお祝いを申し上げますとともに、大曲仙北圏域の発展のためご尽力賜りますようお願いを申し上げます。

本日、平成22年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次臨時会でご審議をお願いいたします案件は、専決処分報告1件、条例案2件、単行案1件、補正予算3件の合計7件であります。

当組合の専任副管理者の給料月額を減額する、常勤特別職の給与条例の一部改正を専決処分させていただいた件につきましては、副管理者の給料は、大仙市の常勤監査委員の給料月額に準ずることとしておりますが、当組合議会の日程が、大仙市議会の会期より前であったことによる日程の関係上、やむなく専決処分させていただいたのでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

条例案につきましては、人事院規則の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う条例改正案を提案させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」の成立に伴い、各会計に子ども手当の補正をお願いしております。

この後、事務局に説明させますが、各案件につきまして、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願いを申し上げます。

なお、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況について若干ご報告させていただきます。

始めに消防関係についてであります。

今年度予定しております、大曲消防署及び角館消防署並びに西分署配備の消防ポン

プ自動車の購入についてであります。去る6月7日に6社による指名競争入札を行っております。この車両購入に係る入札予定価格が、議会の議決が必要な額を超えているため、本日の臨時議会に財産の取得に係る単行案として上程させていただいておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、平成21年7月に総務省消防庁による実証実験対象消防本部に決定になっておりました、新発信地表示システムと位置情報通知システム、いわゆる携帯電話の発信位置表示システムへの移行工事が、去る6月7日に完了し、翌8日に総務省消防庁防災部防災課の実証実験を受け、運用を開始したところであります。実証実験の結果、衛星情報機能付き携帯電話、通称GPS機能付き携帯電話からの119番通報の場合は、正確な位置情報が通知されますが、GPS機能が付いていない携帯電話からの通報の場合は、機種と電波状態によって多少の誤差が生ずることが検証されております。しかしながら、通報場所の特定には絶大な威力を発揮するものと思われま

す。次に、本年度の消防職員採用試験についてであります。9月5日に大仙市神岡農村環境改善センターを会場として一次試験を実施いたします。募集期間は7月5日から8月4日までの1ヶ月間とし、10名程度を採用する予定であります。なお、今後6年間にわたって年間10名以上の定年退職者が続く見込みであることから、地元の優秀な人材を確保するため、広域圏域内高等学校の進路指導担当教諭の皆様

に説明会を開催して、ご理解をいただいたところであります。次に、平成20年度に採用した2名の女性消防職員について、7月末には大曲消防署庁舎の改修工事が完了することから、8月1日からは夜勤を伴う隔日勤務体制に移行することとしております。

次に、平成22年10月18日、秋田県と大仙市が主催して行われます秋田県総合防災訓練が、大仙市大曲地区を会場に開催される予定となっております。当組合としましても、大仙市を管轄する消防本部として全面的に参加協力をする

こととしております。次に、斎場関係について申し上げます。

中央斎場改築に係る基本計画策定業務につきましては、4月1日付で横浜市のコンサルタント会社と委託契約を締結しております。5月末までに大曲仙北圏域内の火葬場の検証を終えており、今後は将来の火葬需要の予測や自然条件及び関係法令等を踏まえ、策定作業を進めて参ります。

また、6月7日には第1回目の「中央斎場改築検討委員会」を開催しております。この委員会は、大仙市都市計画審議会委員などの有識者3名、大仙市民の代表といたしまして各地域協議会から7名、行政8名の合計18名で構成し、主に改築予定地の選定や施設の規模・仕様について協議、検討を行っていただくこととしております。

次に、へい獣保冷センター関係について申し上げます。

4月20日に宮崎県において、牛の「口蹄疫」感染が確認されたことに対し、5月

24日付で秋田県南部家畜保健衛生所より、へい獣保冷センター敷地内への部外者の立ち入りの制限及び車両進入路への消石灰散布などの消毒の実施により、防疫対策の徹底を図るよう指示があり、翌日実施しております。

その後、秋田県では公共牧場、堆肥センター及び死亡獣畜保冷施設の事業主への消毒薬配布を行うとして、6月9日に当センターにも、敷地内散布用の消石灰及び靴底消毒のための踏込用消毒剤が配布されております。現段階で、秋田県内での発生はないとの報告がなされておりますが、今後も引き続き防疫態勢を強化し、ウイルス感染の予防を徹底して参りたいと思います。

次に、後三年鴻声の里の移転改築事業の進捗状況について申し上げます。

工事着工に先立ちまして、3月11日に来賓、施設利用者、工事関係者が参列し安全祈願祭を執り行っております。その後、本格的に工事に入り、6月末現在の出来高が約26%と計画どおり順調に進んでおります。作業状況といたしましては、居住棟・中央棟・管理棟全てにおいて基礎工事が完了しており、躯体の鉄筋・型枠工事の工程に入っております。

また、障害者が自立し、安心して社会で暮らせるよう支援体制を整備しており、新設となった2カ所のケアホームにつきましても、男女4名ずつが2月下旬より宿泊訓練を重ね、4月1日より正式に事業を開始しており、地域の方々のご理解のもと、皆さん元気に生活していると伺っております。

最後に、介護保険について申し上げます。

はじめに、平成22年5月分データによる現況ですが、管内65歳以上の第1号被保険者は44,905人、要介護認定者8,240人、サービス利用者6,615人です。

当組合が保険者として実質的にスタートしました平成15年4月、7年前のデータと比較しますと、第1号被保険者は1,654人増、率にして3.8%増にとどまるものの、要介護認定者は2,018人の増、率にして32.4%増、さらにサービス利用者は1,972人増、同じく42.5%の増と大きく伸びてきております。

また、介護給付費については平成15年度の実績85億2,575万円に対して平成22年度は予算規模で127億8,333万円となり、およそ42億5千万円、率にして50%の増加、さらに保険料基準額においては平成15年度の第2期の月額2,860円から現在の月額4,580円へ、率にして60%増となっており、進行する地域社会の高齢化やサービス基盤の整備、拡充を背景としながら確実に制度の浸透、拡大が図られてきている状況にあります。

次に、第4期事業計画に基づく地域密着型事業所の新規指定についてであります。開設を希望する事業者に対する説明会、公募、書類審査、建設地の現地確認などを経て、評価、採点を行っております。その内容について、去る6月3日開催の介護保険運営協議会にお諮りし承認を賜ったところであり、小規模多機能型居宅介護について

は、大仙市2カ所、仙北市2カ所、美郷町1カ所の計5事業所に、また、指定枠のある仙北市に計画のグループホーム1ユニット9床、及び美郷町に計画の地域密着型特定施設入所者生活介護18床については、応募の中から評点比較の上位の事業所にそれぞれ指定内示をしております。

また、平成21年度の介護給付費および地域支援事業費の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金に対する返還金等について、今次臨時会において予算の補正をお願いしております。

以上、招集の挨拶並びに諸般の状況についてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶と諸般の報告とさせていただきます。

議 長 (児玉裕一君)

これより本日の会議を開きます。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は日程第1号をもって進めます。

それでは日程第1「議席の指定」を行います。議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、3番、佐藤峯夫君、7番、伊藤邦彦君、11番、田口喜義君、15番、佐々木章君と指定いたします。

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、3番、佐藤峯夫君、4番、高橋猛君、5番、茂木隆君を指名いたします。

日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

それでは日程第4「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。「選挙の方法」につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は「指名推選」によることに決しました。

お諮りいたします。「指名の方法」については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって「指名の方法」は議長において指名することに決しました。副議長に仙北市議会議長の佐藤峯夫君を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました佐藤峯夫君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって佐藤峯夫君が副議長に当選されました。

佐藤峯夫君が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定による告知をいたします。本人から当選の挨拶をお願いします。

副議長 (佐藤峯夫君)

挨拶省略。

議長 (児玉裕一君)

日程第5「報告第1号 専決処分報告について(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

はい、議長。

「報告第1号 専決処分報告について」をご説明申し上げます。

本件は、当組合の専任副管理者の給料月額を引き下げするため、「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例」の一部改正を行ったものであります。当組合の専任の副管理者の給料月額については、大仙市の常勤監査委員の給料月額に準じていた経緯があり、平成19年度からは、附則において、減額する措置を講じていたところではありますが、大仙市において市の財政状況を勘案し、平成22年度からは特別職の給料月額を「減額後の額を本則の給料月額とする」という改正を行ったことから、当組合においても同様の措置を採ったものであります。引き下げる額につきましては、給料月額を2万5千円引き下げ、57万9千円とするものでございます。

なお、改正につきましては、当組合定例議会の日程が大仙市議会の会期より前であったことによる日程の関係上、やむなく3月31日付で専決処分させていただいたものであります。

以上、報告第1号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (児玉裕一君)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「報告第1号」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

日程第6「議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

日程第7「議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長

(堂本義則君)

はい、議長。

それでは、「議案第12号」と「議案第13号」を、一括してご説明申し上げます。

始めに、「議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、育児を行う職員の、仕事と生活の両立支援を趣旨とする人事院規則の一部改正に伴い、当組合においても、時間外勤務の制限等について規定するため、勤務時間条例の一部改正を行うものであります。

改正の内容であります。3歳未満の子どもを養育するために職員が請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならない旨の規定を新設したこと。また、配偶者が常に子どもを養育できる状況の職員についても、小学校入学前までの子どもを養育するために時間外勤務の制限を請求することができるように規定したことであります。

なお、施行日につきましては、人事院規則の一部改正の施行日に合わせ、平成22年6月30日からとしておりますが、経過措置といたしまして、施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする請求を行おうとする職員は、施行日前においても請求を行うことができるとしております。

次に、「議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、条例で定めることとされている部分について、改正する必要が生じたことから育児休業条例の一部改正を行うものであります。

主な改正の内容であります。1つ目として、配偶者が育児休業を採るなどして、常に子どもを養育できる状態である職員についても、育児休業や育児短時間勤務、あるいは、部分休業を取得できるよう措置されたこと。2つ目として、原則1回限りとされている育児休業であります。再度の育児休業を認める要件に関し人事院規則で

定める期間を基準として条例で定める期間を、人事院規則と同様に、子どもの出生の日から57日間とする旨の規定を新設したこと。これは、父親が妻の出産後57日以内で最初の育児休業をした場合は、再度の育児休業を採ることが出来るという改正であります。3つ目として、再度の育児休業及び育児短時間勤務を認める特別の事情について、最初の育児休業や育児短時間勤務が終了後3カ月以上経過した場合には、再度の育児休業や育児短時間勤務を取得出来るようにしたこと。そのほか、非常勤職員や臨時的任用職員は育児休業、育児短時間勤務、部分休業をすることができない旨が育児休業法に直接規定されたことに伴い、条例で規定している部分を削除するなど、条文の整理を行うものであります。

なお、施行日につきましては、法律の一部改正の施行日に合わせ、平成22年6月30日からとしております。

以上、議案第12号と議案第13号を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

(児玉裕一君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第12号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第13号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に日程第8「議案第14号 財産の取得について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長

(堂本義則君)

はい、議長。

「議案第14号 財産の取得について」をご説明申し上げます。

財産の取得につきましては、消防車両更新計画に基づく消防ポンプ自動車の購入に

ついてであります。予定価格が、2千万円を超えるため「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。パンフレットを配布させていただきましたのでご覧頂きたいと思いをします。

取得する財産は、大曲消防署、角館消防署及び西分署に配備する「CD-1型の消防ポンプ自動車」3台で、車体の左右、後部を全てアルミシャッターで覆った「タイプCモデル」であります。

また、角館消防署と西分署に配備する2台につきましては、水と消化薬剤の混合液に圧縮空気を注入し、水を泡状にして放射させる「キャフス装置」というものを備えたものであります。

大曲消防署のポンプ車は購入後16年、角館消防署のポンプ車は17年、西分署のポンプ車は20年が経過し、老朽化が著しいうえ、車両部品の調達もむずかしくなってきたことにより更新しようとするものであります。

消防ポンプ車両製造主要メーカーは、日本ドライケミカル、モリタ、日本機械工業、ジーエムいちはら工業の4社であり、いずれもシャシ・ぎ装・無線装置等を一括発注することが可能であり、耐久性・信頼性・操作の利便性など技術上の大差はございません。

この4メーカーの販売代理店の中から、秋田市以南の6社を選定し、6月7日に指名競争入札を行った結果、湯沢市の株式会社高義商会と、これはモリタというメーカーの代理店でございますけれども、3台合計で9千72万円で購入契約を締結しようとするものであります。以上、議案第14号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (児玉裕一君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

議 員 (田口喜義君)

はい、11番。

議 長 (児玉裕一君)

はい、11番。

議 員 (田口喜義君)

今、使用経過は説明されましたけれども、参考までに走行距離はどれくらいなものなのか、あと、この下取りだとか廃棄になるのか、これを再利用できるかどうかありましたらお願いします。

議 長 (児玉裕一君)

答弁を求めます。高橋消防長。

消防長 (高橋庄孝君)

田口議員のご質問にお答え申し上げます。

走行距離につきましては、3台ともおよそ5万ちょっとでございます。それから、更新されました車両につきましては、公用廃止となります。以上でございます。

議長 (児玉裕一君)

よろしいですか。

議員 (田口喜義君)

はい。

議長 (児玉裕一君)

他にございませんか。

(なしの声)

これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第14号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第15号 平成22年度 大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)」

日程第10「議案第16号 平成22年度 大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第1号)」

日程第11「議案第17号 平成22年度 大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第1号)」の3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

はい、議長。

それでは、議案第15号から第17号までの平成22年度6月補正予算について、ご説明申し上げます。

議案説明資料4ページの総括表をご覧ください。

平成22年度最初となる今回の補正予算につきましては、一般会計が1,116万7千円、角間川更生園特別会計が118万1千円、介護保険特別会計が7,951万7千円のいずれも増額で、合計では9,186万5千円の増額となり、補正後の予算総額を165億3,342万1千円とするものであります。

はじめに、「議案第15号 平成22年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正

予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。議案説明資料は5ページとなります。

今回の補正は、総務費、衛生費及び消防費を増額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,116万7千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ27億4,184万5千円とするものであります。予算の内容につきまして、歳入からご説明いたします。補正予算書は6ページをご覧ください。

5款繰越金は、1,116万7千円を増額するものであります。歳出の総務費、衛生費、消防費にそれぞれ予算措置が必要となった「子ども手当」の財源としまして、前年度繰越金の一部を充当するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は7ページとなります。2款1項1目一般管理費は20万4千円、4款1項1目斎場費は19万円、6款1項1目常備消防費は1,077万3千円のそれぞれ増額であり、いずれにつきましても「子ども手当の支給に関する法律」の成立を受け、子ども手当を新規計上するとともに、当初予算に計上していた児童手当の不用額を減額するものであります。

次に、「議案第16号 平成22年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

補正予算書の8ページをお開き願います。議案説明資料は6ページからとなります。

今回の補正は、事務費、共同生活援助事業費及び地域療育等支援事業費を増額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万1千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ2億6,400万4千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は13ページからご覧ください。

1款自立支援費は、263万2千円の増額であり、自立支援法の見直しによるものであります。内訳であります。障害福祉サービス利用者の利用負担金の減額分が各々の自立支援費に上乗せとなっているほか、共同生活援助事業自立支援費につきましては、夜間防災体制の整備に係る加算が受けられることになり増額となったものであります。

2款分担金及び負担金1項2目利用負担金は、自立支援法の見直しにより、所得の低い方の利用負担金がホテルコスト代、食費や光熱水費でありますけれども、これを除いて無料となったため、各負担金合わせまして242万1千円の減額となっております。

3款県支出金は、県から受託している障害児等療育支援事業の契約実績に合わせ、37万9千円を減額するものであります。

6款繰越金は、109万7千円の増額であります。歳出の事務費と地域療育等支援事業費の増額に伴う財源として、前年度繰越金の一部を充当するものであります。

7款諸収入2項1目民生費受託金は、25万2千円の増額であり、大仙市との事業受託契約実績に合わせて補正するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は15ページとなります。

1款事務費は、45万8千円の増額であり、人事異動により必要となった住居手当と子ども手当を新規計上するものであります。

3款共同生活援助事業費は、21万1千円の増額であります。内訳は、角間川更生園がバックアップ施設として運営しているグループホーム「かわみなと寮」の、夜間防災体制の強化を図るためのホームセキュリティ委託料と、ダイニングセットの更新経費の計上をお願いするものであります。

4款地域療育等支援事業費は、51万2千円の増額であります。内訳は、大仙市から受託している相談支援事業の拡充等に伴う人件費の増額や、事業に携わるスタッフの専門研修に係る経費等の予算措置をお願いするものであります。

次に「議案第17号 平成22年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

補正予算書は18ページ、議案説明資料は8ページとなります。

今回の補正は、総務費と諸支出金を増額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,951万7千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ135億2,757万2千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は23ページとなります。

9款繰越金は、7,951万7千円の増額であります。歳出の総務費に計上した子ども手当と、諸支出金に計上した支払基金返還金の財源として、前年度繰越金の一部を充当するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は24ページをご覧ください。

1款総務費1項1目一般管理費は、70万円の増額であり、内訳は、他の会計と同様、子ども手当を新規計上すると共に、児童手当の不用額を減額するものであります。

7款諸支出金1項2目償還金は、7,881万7千円の増額であり、平成21年度の介護給付費と地域支援事業費の精算に係る、社会保険診療報酬支払基金への返還金を予算措置するものであります。返還金の内訳であります。介護給付費分が6,516万2,848円、地域支援事業分が1,365万4,410円となっております。

なお、返還期日は9月末日までとなっております。

以上、議案第15号から第17号までの平成22年度6月補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（児玉裕一君）

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第15号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第16号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第17号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期臨時会の日程は全て終了いたしました。

これにて、平成22年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。